



(七尾)

石川・八幡大皆口遺跡

やわたおみなくち

焼・青磁片・白磁片・土師器・須恵器・染付・瓦塔片・曲物・漆器・箸状木製品・柱根・柄杓・錢貨・短刀・刀子などがある。

1 所在地 石川県七尾市八幡町
2 調査期間 一二〇〇四年(平16)七月～一二月、二二〇〇五年五月～一月

3 発掘機関

七尾市教育委員会

4 調査担当者

北林雅康・泉妙宗

5 遺跡の種類

集落跡

6 遺跡の年代

平安時代後期～近世初頭
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

八幡大皆口遺跡は、能登国分寺跡より八〇〇m南西、西側に笠師川が流れる冲積地に所在する。七尾バイパス建設に伴って、計四九〇〇 m^2 を発掘調査した。

検出した遺構は、溝・土

坑・掘立柱建物(四棟)・井戸(八基)などである。

出土した遺物には、珠洲焼・土師器皿・瀬戸美濃

集落の一つであることが明らかになり、一二世紀後半から一三世紀、一四世紀から一六世紀、一七世紀前半の三つの分期を確認することができた。

木簡は、一二〇〇四年度の調査においてB区H一二大型土坑から一点、B区SE〇一から三点、一二〇〇五年度の調査においてC区SE〇一から一点、C区池状遺構から一点、以上総計六点が出土した。

B区H一二大型方形土坑は、長辺二・八m短辺一・三m深さ〇・四九mを測る。木簡は、その北西部に所在する円形土坑(井戸状遺構)の壁際から立位の状態で出土した。B区SE〇一は、四隅に柱を立て、横桟を組んだ縦板組の井戸で、時期は掘形から出土した珠洲焼から、一世紀後半頃と考えられる。C区SE〇一は、一边八五cmの井戸で、木簡は枠内の埋土から出土した。時期は一二世紀後半から一三世紀である。なお、C区池状遺構からは、他に珠洲焼・青磁・白磁・土師器片などが出土した。時期は特定できないが、一三世紀に収まるとみられる。

8 木簡の釈文・内容

一二〇〇四年度調査

四四二一一大型土坑

(1) 「 (符籙カ) [急脱カ] 急如律令」

257×40×6 051

(1) 「(符籙) 急々×」

171×57×6 051*

・「 一一 」

B四〇四〇一

(2) (カーニ)(アーチ) 急々如律令。」

219×23×4 051*

(2) 「いかわ

(58)×22×4 019

(3) 「 (縦) (総) 急々如律令。」

(203)×37×4 039

(4) 「 。」

203×24×3.5 051

(1)は、「急如律令」は辛うじて判読できるが、上半部の墨痕は薄

れて確認できない。(2)は比較的の墨書が明瞭に確認できる。上端の状

況から上部に続いていた可能性がある。一重の同心円の中に「鬼」

と推測される字が墨書されており、類例から腫れ物の治癒を祈願す

る呪符木簡と思われる。穿孔は釘孔の可能性がある。(3)は、材の一

端が主頭で左右に切り込みがあり、他端は毀損または切断か。墨は

残っていないが、墨痕部分が腐蝕せずにいたため、文字が浮かび上

がつて見える。少なくとも七文字は存在するが、判読できない。(4)

は、(2)と形態・大きさが近似している。穿孔は釘孔の可能性がある。

墨書は肉眼では確認できない。

一 一一〇〇五年度調査

C四〇四〇一

C四〇四〇一

(カーニ)(アーチ) 急々如律令。」

219×23×4 051*

(2) 「いかわ

(58)×22×4 019

(1)は幅の広い長方形の材の上端を圭頭状に、下端を尖らせたもの。

呪符木簡であろう。(2)は、上端が方頭で下端は折損している。墨書

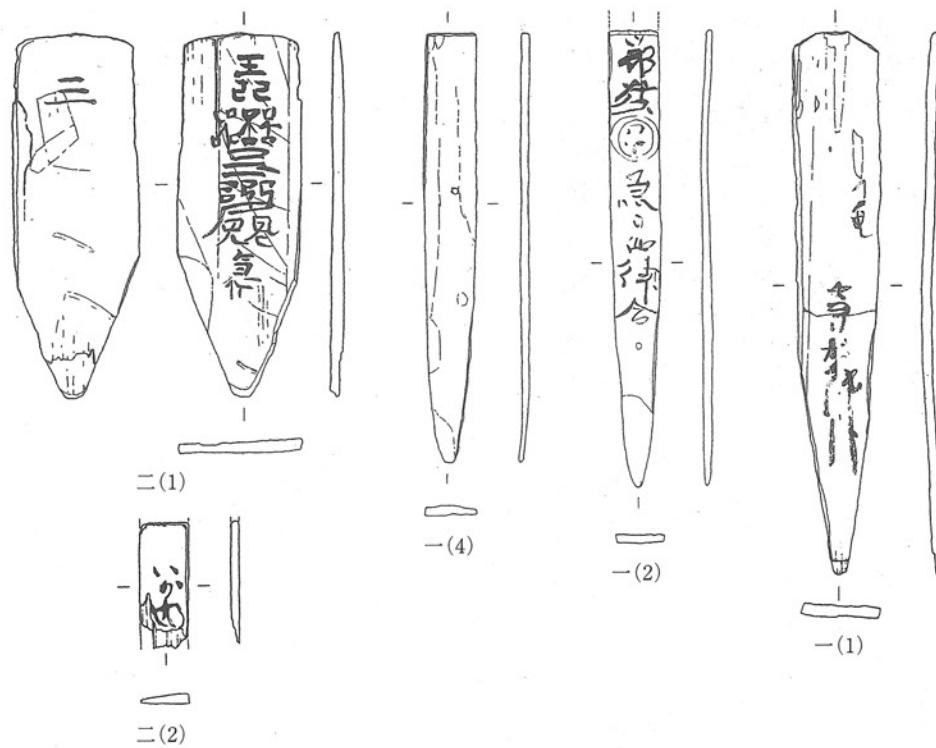
は平仮名で「いかわ」と判読できるが、それより下は折損のため、

不明。

当地は現在八幡町であるが、平安末期の久安年中（一一四五～一五二）に石清水八幡宮領莊園となつた恵曾飯川保の出作地が独立したものと考えられる（『平安遺文』二九五九号）。また地名の飯河（川）を名字とした在地領主飯河氏が存在し、南北朝期には能登守護代として散見し、戦国期には畠山氏の重臣として名を連ねている。飯河氏（保）との関連を如実に示す資料である。但し、平仮名で書かれている点が特殊である。

なお、釋読にあたっては、奈良文化財研究所史料研究室の方々の
ご教示を得た。

2006年出土の木簡



(赤外線画像)